

事務連絡
令和4年4月1日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経理室
総務課

令和4年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付
上乘せ補償保険加入支援事業について

新型コロナウイルス感染症への対応を行う医療機関（以下「新型コロナ対応医療機関」という。）に勤務する医療資格者等が新型コロナウイルス感染症に感染して休業等する場合に労災給付の上乗せ補償を行い、医療資格者等の収入面の不安等を解消して離職防止等につなげ、新型コロナ対応医療機関の運営の安定を図ることを目的として、新型コロナ対応医療機関が加入する労災給付上乘せ補償保険（被用者の労災事故について政府労災保険の上乗せ補償等を行う保険）の保険料の一部を補助してきましたが、令和4年度においても補助することとしました（※）ので、下記について御了知の上、事業の実施に御協力をお願いいたします。

※ 「令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乘せ補償保険加入支援事業補助金」による補助を受けた医療機関等は、同じ保険契約に重複して補助を受けることはできませんが、令和4年4月1日から令和4年9月30日までの間に、新たに契約を締結し、契約の始期がある保険契約の年間の保険料について本補助金の申請が可能です。

記

1. 本事業の案内及び周知について

本事業は国の直接補助事業としているため、補助の申請は医療機関から直接、厚生労働省に行われますが、医療機関に対して円滑かつ迅速に補助金を交付できるよう、添付資料をまとめていますので、本事務連絡の添付資料（別添1から別添6）により、補助の対象となる医療機関へ案内していただくとともに、貴管下の政令市及び特別区に周知いただくようお願い申し上げます。

2. 補助の対象となる医療機関等について

本補助事業の補助の対象は、「令和4年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乘せ補償保険加入支援事業補助金の交付について」（令和4年4月1日厚生労働省発医政0401第9号事務次官通知）の別添の交付要綱3（1）のとおり、以下のいずれかに該当する保険医療機関等となります。

- ① 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関
- ② 都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関、都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センター並びに都道府県から指定された発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関（診療・検査医療機関（仮称））
- ③ 都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により宿泊療養・自宅療養の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等が勤務する医療機関等
※ ③の医療機関等の場合、補助対象は、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等に係る年間の保険料の一部となります。
- ④ 都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターに出務する医療資格者等が勤務する医療機関等
※ ④の医療機関等の場合、補助対象は、地域外来・検査センターに出務する医療資格者等に係る年間の保険料の一部となります。

3. 補助の対象となる医療機関等であることの証明書の発行等について

本事業の補助の申請に当たっては、2に該当する新型コロナ対応医療機関であることについて証する資料の添付を必要としています。

つきましては、対象となる医療機関等より求めがあった場合には、当該医療機関等が補助の対象となる2に該当する新型コロナ対応医療機関であることを証明する書類（※）を発行くださいますよう御協力お願い申し上げます。

※ 任意の様式で結構です。既に医療機関等に対し、2に該当する新型コロナ対応医療機関であることを証明する書類を交付されている場合は、当該証明書類の写しを添付することで申請が可能です。

本補助金の申請日時点で補助の対象となる医療機関等であることを証明する書類が必要になります。このため、証明書類に指定期限を記載している場合等には、医療機関等から改めて、指定期限内であることを示す証明書類の発行を求められる場合がありますが、対応をお願いいたします。

<添付資料>

- ・（別添1）補助対象医療機関あて案内文書
- ・（別添2）本事業の概要資料
- ・（別添3）「令和4年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業」に関するQ & A
- ・（別添4）申請書等の入手・作成・提出方法
- ・（別添5）申請書記載例（手書用、電子媒体用）
- ・（別添6）「令和4年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金の交付について」（令和4年4月1日厚生労働省発医政0401第9号事務次官通知）